

◎新潟県告示第946号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する第17条第 1 項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成24年 7 月 24 日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類

柏崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（柏崎都市計画区域マスタープラン）

2 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 平成24年 7 月 24 日

至 平成24年 8 月 7 日

(2) 場所

ア 柏崎市三和町 5 - 55 (〒945-8558)

新潟県柏崎地域振興局地域整備部計画調整課

イ 柏崎市中央町 5 - 50 (〒945-8511)

柏崎市都市整備部都市政策課

3 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。